

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	美郷町

# 美郷町鳥獣被害防止計画

( 令和 6 年 4 月 5 日作成 )

## <連絡先>

担当部署名 : 美郷町役場農林振興課  
所在地 : 東臼杵郡美郷町西郷田代 1 番地  
電話番号 : 0982-66-3605  
FAX 番号 : 0982-66-3113  
メールアドレス :

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には (代表) と記入する。  
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、カラス、アナグマ、カワウ、アライグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	宮崎県東臼杵郡美郷町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲等	2.37ha 281万円
	飼料作物	0.44ha 21万円
	果樹類	0.16ha 32万円
	特用林産	0.00ha 0万円
	人工林	0.00ha 0万円
	その他	0.00ha 0万円
	小計	2.97ha 334万円
シカ	水稲類	0.08ha 9万円
	飼料作物	0.00ha 0万円
	野菜類	0.00ha 0万円
	果樹類	0.31ha 62万円
	特用林産	0.08ha 8万円
	人工林	0.00ha 0万円
	その他	0.08ha 20万円
小計	0.55ha 99万円	
サル	野菜類	0.00ha 0万円
	果樹類	0.29ha 58万円
	特用林産	0.20ha 20万円
小計	0.49ha 78万円	
カラス	その他	— 14万円
アナグマ	野菜類	0.06ha 8万円
	果樹類	0.15ha 30万円
	小計	0.21ha 38万円
カワウ	漁業資源(鮎等)	— 28万円
アライグマ	—	—
	合計	4.22ha 591万円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

## (2) 被害の傾向

美郷町3地区において年間を通して、イノシシ、シカ、カラス、サルの被害が見受けられるが、特に西郷では、サルによる農作物への被害が広域に渡り発生している。また、アナグマとカワウによる被害が増加傾向にある。近年、近隣市でアライグマの生息が確認されており、令和5年度には本町においても初めて生息が確認されたため、今後に向けて対策が必要である。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

## (3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度） 【10%削減】	
	面積（ha）	金額（千円）	面積（ha）	金額（千円）
イノシシ	2.97 ha	334 万円	2.67 ha	300 万円
シカ	0.55 ha	99 万円	0.49 ha	89 万円
サル	0.49 ha	78 万円	0.44 ha	70 万円
カラス	—	14 万円	—	12 万円
アナグマ	0.21 ha	38 万円	0.18 ha	34 万円
カワウ	—	28 万円	—	25 万円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

## (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害鳥獣捕獲許可</li> <li>・ 狩猟免許試験の周知</li> <li>・ 一斉捕獲の実施</li> <li>・ 捕獲機材の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲従事者の減少</li> <li>・ 捕獲技術の研究（特にサル）</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 侵入防止柵の設置（電気柵、WM柵等）</li> <li>・ 追い払い活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 維持管理の不徹底</li> <li>・ 効果的な防護柵の設置指導</li> </ul>
生息環境管理その他の取組		

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。  
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。  
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追い払い活動等について記入する。  
4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

### (5) 今後の取組方針

鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する情報把握に努め、鳥獣被害対策マイスター、地域リーダーを育成し、「自分達の集落は自分達で守る」といった地域一体となった集落対策を図る。

また、地元猟友会、有害鳥獣捕獲班とも連携を密にして、個体数調整の取組みを図り、その上で、効果的な侵入防止柵設置等による防除対策を行う。

アライグマの生息が確認された場合、速やかに捕獲できるよう、捕獲班との連携を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

南郷、西郷、北郷に各4班、計12班の有害鳥獣捕獲班が編成されており、現在約160名で有害鳥獣の個体数調整に従事している。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6年度 ～ 令和 8年度	イノシシ	各地域の有害鳥獣捕獲班及び鳥獣保護管理員等との連携を図りながら、有害鳥獣の捕獲許可により取組むとともに、適宜捕獲機材の設置を行う。 また、捕獲班の高齢化による班員の減少が懸念されることから、後継者の育成を図る。
	シカ	
	サル	
	カラス	
	アナグマ	
	カワウ	
	アライグマ	

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

#### 捕獲計画数等の設定の考え方

イノシシについては、直近3ヶ年の平均捕獲頭数が約1,000頭であり、シカについては、3ヶ年の平均捕獲頭数が約1,300頭であった。これを踏まえ、前期3ヶ年の捕獲計画を継続していくこととしたい。また、サルについては主に西郷地区での目撃が多くあるため、これまでの実績を参考とするとともに、防除を主体としつつ、関係団体機関等(猟友会)と協議し設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	1,000	1,000	1,000
シカ	1,200	1,200	1,200
サル	20	20	20
カラス	100	100	100
アナグマ	30	30	30
カワウ	20	20	20
アライグマ	—	—	—

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>イノシシ及びシカについてはこれまで同様、わな及び銃での捕獲を中心に実施し、サルについてはサル捕獲班及び大型囲いワナを活用しての捕獲活動を行う。また各有害鳥獣捕獲班との情報交換、協議を行い、捕獲手段・時期・場所等の最善策を立てる。アナグマについては、鳥獣捕獲対策指導員を中心に、被害報告のあった地域への小動物罠の迅速な設置を行う。カワウについては、現状では効果的な捕獲が見出せていないので、情報収集、意見交換を積極的に行い、捕獲方法を確立させる。アライグマについては、特定外来生物であるため、生息が確認され次第、速やかに捕獲を行う。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ シカ	W M 柵 12,000m 電気柵 1,000m ネット柵 1,000m	W M 柵 10,000m 電気柵 1,000m ネット柵 1,000m	W M 柵 10,000m 電気柵 1,000m ネット柵 1,000m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ シカ	定期的な点検 草刈り作業 花火等による追 い払い活動	定期的な点検 草刈り作業 花火等による追 い払い活動	定期的な点検 草刈り作業 花火等による追 い払い活動

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6年度	イノシシ シカ サル カラス アナグマ カワウ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落研修会の開催</li> <li>・ マイスター、リーダー等の育成</li> <li>・ 捕獲技術の確立（カワウ）</li> </ul>
令和 7年度	同上	同上
令和 8年度	同上	同上

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

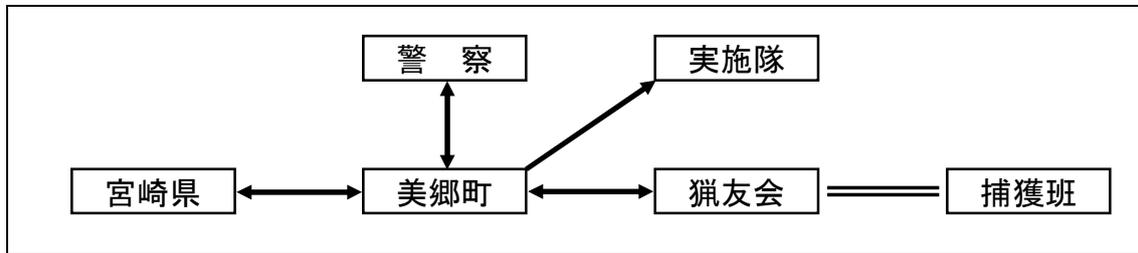
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
宮 崎 県	情報収集、情報提供
日 向 警 察 署	情報収集、注意喚起
美 郷 町	情報収集、情報提供、注意喚起
日向地区猟友会	捕獲、追い払い
実 施 隊	情報収集、捕獲、追い払い

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。  
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

基本的に埋設処分であるが、持ち込み可能な個体についてはジビエ解体施設へ持ち込み食肉としての活用を行う。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	持ち込み可能な個体についてはジビエ解体施設に搬入し、食肉として活用する。
ペットフード	美郷町ジビエ振興協議会において、商品の開発を検討する。
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	美郷町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
日向地区猟友会西郷支部	有害鳥獣の捕獲活動、情報収集
日向地区猟友会南郷支部	有害鳥獣の捕獲活動、情報収集
日向地区猟友会北郷支部	有害鳥獣の捕獲活動、情報収集
美郷町ジビエ振興協議会	捕獲個体の受け入れ、解体、加工・販売
美郷町役場農林振興課	被害防止活動の支援、協議会の運営

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
美郷町有害鳥獣対策協議会	推進事業及び整備事業の推進
東臼杵農林振興局	事業推進支援及び被害防止対策支援等
鳥獣被害対策支援センター	農林作物被害防除対策支援等
東臼杵南部農業改良普及センター	研修会等の開催

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

美郷町鳥獣被害対策実施隊

平成24年3月28日設立、美郷町農林振興課職員で構成  
主な活動内容は、

- ①侵入防止柵の設置指導
- ②集落における被害防除対策等の指導・助言
- ③捕獲活動の実施 等

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。  
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

椎葉村、諸塚村、美郷町の3町村による一斉捕獲活動等の広域的な取組みを継続し、効果的な被害防止対策を図る。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。